

申告は郵送で

感染症拡大防止のため、各申告会場への来所をお控えください。

郵送の手順

→郵送以外の提出方法については2ページをご覧ください。

- ① 申告書に記入する。(詳細は6～11ページの記入例をご覧ください。)
 - ② 添付書類を確認する。(4ページの表でご確認ください。)
 - ③ 同封されている返信用封筒に申告書と添付書類を入れ、送付する。(切手不要)
- ※ 添付書類が不足している場合、控除を適用できない場合があります。
添付書類が多く、返信用封筒に入らない場合は、別の封筒で下記の送付先までお送りください。
- ※ 申告書の「控」が必要な方、添付書類の返送を希望される方は、申告書二面②の裏面左下のチェック欄に☑した上で、宛先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
(切手・返信用封筒がない場合、返送できません。)

また、返送には、2～3週間ほど期間がかかりますのであらかじめご了承ください。

郵送申告の送付先 (令和4年3月15日(火)まで)

〒 653 - 8790

神戸市行財政局税務部 市県民税申告書 郵送受付の係 あて

※ [注意] こちらは郵送申告専用の送付先です。(送付先住所の記入は不要です。)

申告期間

郵送の場合 令和4年2月1日(火)～3月15日(火)

窓口の場合 同封の「令和4年度市民税・県民税の申告書」をご覧ください。

会場によって受付期間が異なりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

神戸市 申告コールセンター

1月26日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

※ 申告に関する相談や疑問にお答えします。

※ 2月初旬、週のはじめや申告期限の間際等、時期や時間帯によってつながりにくい場合があります。

神戸市 市民税課

TEL 078-647-9300 FAX 078-647-9560

所得や税額の計算方法、説明等の詳細な情報を知りたい方は、神戸市ホームページ(右記のとおり検索)をご覧ください、市民税課までお問い合わせください。

神戸市 個人の市民税

検索



郵送以外での提出方法

窓口での提出

この手引きをご覧の上、感染症拡大防止のため、事前にご自宅で申告書を記入して作成いただき、必要な添付書類・本人確認書類をご持参の上、窓口で提出してください。

申告書を提出する必要がない方

- ①令和3年中に収入がなかった方
- ②遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当等の非課税所得のみを受給されている方
※上記①②に該当する場合でも、国民健康保険に加入されていたり、福祉・公営住宅・教育・融資・扶養関係等のために所得等に関する証明書が必要な方は、市民税・県民税の申告が必須です。(収入がない方の申告方法は、上記e-KOBEによるスマートフォン・パソコン等による申告又は6ページの記入例①をご覧ください。)
- ③公的年金等収入のみで、その他に所得がない方(3ページのチャートで申告が必要のある方を除く。)
- ④給与収入のみで、勤務先から神戸市に給与支払報告書が提出されている方(3ページのチャートで申告が必要のある方を除く。)
※提出状況は勤務先にご確認ください。
- ⑤税務署に所得税の確定申告書を提出された方又は提出される予定の方
※ただし、上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)又は上場株式等の配当等(特定配当等)の所得について、所得税と市県民税において、異なる課税方式を選択される場合は、市県民税申告書の提出が必要です。(確定申告書において、市県民税ですべて申告不要とした場合は除きます。)
- ⑥令和3年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円$
※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合はさらに21万円を加算
※同一生計配偶者とは生計を一にする配偶者で令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方

申告書の提出が必要かチャートで確認

令和4年1月1日現在、神戸市内にお住まいの方で、令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)に所得があり、2ページの「申告書を提出する必要がない方」に該当しない方は下記のフローチャートで申告が必要かご確認ください。

このページに記載しているのは一般的な事例です。このページに記載している事例にあてはまらない場合やご不明な点がありましたら、申告コールセンター又は市民税課までお尋ねください。

① 公的年金等の収入があった方

公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給等)の収入額が400万円以下である。

いいえ

確定申告書の提出について
税務署へご確認ください。

(市民税・県民税の申告は不要です。)

はい

公的年金等以外にも収入があった。

はい

公的年金等以外の所得が
20万円を超えている。

はい

いいえ

各種控除の変更や追加がある。

- ・年金から天引きされている保険料以外に控除対象である保険料がある場合(納付書や口座振替で納めている保険料がある場合)
- ・総所得金額等の5%又は10万円以上の医療費を支払っている場合 等

はい

市民税・県民税の申告書を
提出してください。

※ 8ページの記入例②をご覧ください。

ただし、所得税の源泉徴収税額があり、
所得税の還付を受ける場合は、
確定申告書の提出について税務署へご確認ください。

いいえ

市民税・県民税の申告は必要ありません。

② 給与収入があった方

給与以外にも収入があった。

はい

給与以外の所得金額
の合計が20万円を超えている。

はい

確定申告書の提出について
税務署へご確認ください。

(市民税・県民税の申告は不要です。)

いいえ

勤務先(給与支払者)から神戸市
に給与支払報告書の提出がある。

※ご不明な場合は勤務先にご確認ください

いいえ

税務署へ確定申告書
を提出する。

いいえ

はい

各種控除の変更や追加がある。

はい

いいえ

いいえ

市民税・県民税の申告は
必要ありません。

はい

市民税・県民税の申告書を
提出してください。

申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書(神戸市ホームページでも申告書を作成できます。詳細は下記「インターネットにつながるパソコンをお持ちの方」に記載している検索又は二次元コードを読み取り、ご確認ください。)
- ② 令和3年中の収入や必要経費がわかるもの
 - ・給与収入がある方…給与所得の源泉徴収票(コピー可) ※源泉徴収票がない場合は給与明細、支払証明書等
 - ・年金収入がある方…公的年金等の源泉徴収票(コピー可)
 - ・その他の所得がある方…収入金額と必要経費のわかる書類
- ③ 各種控除を受ける際に必要な控除証明書や領収書(添付書類がない場合、控除を適用できない場合があります。)
- ④ 上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)又は上場株式等の配当等(特定配当等)の所得について、所得税と市県民税において異なる課税方式を選択される方は、確定申告書の控えと特定口座年間取引報告書等

対象者		添付が必要な書類	
<input type="checkbox"/> 従来の医療費控除を受ける方	※いずれか一方を選択	同封している従来の医療費控除用の明細書(各医療機関から発行されている明細書ではありませんのでご注意ください。) 医療費通知	領収書による申告は受付しません。領収書はご自身で保管してください。 明細書の記入内容確認のため、申告期限等から5年経つまでは、次の書類の提示又は提出を求める場合があります。 ・領収書(医療費通知に記載がある場合を除く。) ・セルフメディケーション税制適用の場合、健康の増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類
<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制を選択する方(医療費控除の特例)		セルフメディケーション税制用の明細書 神戸市ホームページより用紙を印刷・記入して、提出してください。  <input type="text" value="神戸市 セルフメディケーション税制"/> <input type="button" value="検索"/>	
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除を受ける方		健康保険料等…領収書等 国民年金保険料・国民年金基金の掛金…控除証明書(控除証明書がない場合は領収書等の支払いを証明するもの)	
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除を受ける方		掛金の証明書	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方		支払保険料の証明書(控除証明書)	
<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除を受ける方		寄附先団体等から交付された寄附金の受領書等	
<input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける方		身体障害者手帳・保健福祉手帳等のコピー※ 障害者控除対象者認定書等 ※ 氏名・等級・交付日が確認できるページをコピーしてください。	
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除を受ける方		学生証のコピー・在学証明書等	
<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)の記入が必要な方 ※令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある方については、個人番号の記入の必要はありません。事業専従者・同一生計配偶者・扶養親族についても同様です。		個人番号カードのコピー・通知カードのコピー	
<input type="checkbox"/> 日本国外に居住する親族について、扶養控除、配偶者(特別)控除、障害者控除等の適用を受ける方		親族関係書類及び送金関係書類 詳細は神戸市ホームページをご覧ください。 <input type="text" value="神戸市 市県民税 国外扶養"/> <input type="button" value="検索"/>	

※同封の「控」が記載された用紙は申告書の控えが必要な方に利用いただくものです。申告書の控えが必要のない方は提出の必要はありません。

インターネットにつながるパソコンをお持ちの方

ご自宅のパソコンで、**税額の試算**及び**申告書の作成**を行うことができます。



動画で見る申告書の作成方法

申告書の作成方法の動画をご覧ください。詳細は神戸市ホームページをご確認ください。



記入例① 収入がなかった方の場合

手順1 住所、氏名、生年月日等の必要事項を記入します。

- 現住所……あらかじめ印字されている場合は、正しく印字されているかご確認ください。あらかじめ印字されている住所から、現住所が変わっている場合や、印字がない申告書を使用する場合には、現在お住まいの場所で郵便物の届くところを記入してください。
- 1月1日の住所…令和4年1月1日現在の住所を記入してください。現住所と同じ場合は「□同上」に☑してください。
- 氏名……あらかじめフリガナが印字されている場合は、正しく印字されているかご確認の上、氏名を記入してください。フリガナの印字がない申告書を使用する場合は、フリガナも忘れずに記入してください。
- 生年月日……あらかじめ印字されている場合は、正しいかどうかご確認ください。印字がない申告書を使用する場合は、年号から日まで、正確に記入してください。
- 電話番号……必ず現住所又は、連絡がしやすい電話番号を記入してください。
- 個人番号……令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある方については、記入の必要はありません。(マイナンバー)

手順2 申告書一面「4 収入がなかった方」に記入をします。

- 「上記収入なし□」に☑してください。
- 1~4のあてはまる項目の□に☑してください。記入が必要なものについては記入してください。

令和3年中に収入がなかった方は、一面での記入は以上です。
二面①(裏面)の控除に関する内容や扶養親族についての記入の仕方は、10~11ページをご覧ください。

※遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当等の非課税所得のみの方も、本例を参考に記入してください。

令和4年度 市民税の申告書

神戸市長宛

受付印

処理日 20 受付 21 区 22 23 整理番号 24 31

J GS09AA 一面 カナ氏名 32 生 年 月 日 46 47 53

年 月 日 提出

添付資料	受付・入力	精査
有 無		
S有 S無		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

資料	非免減	徴収	実額	税通	翌不
54	55	56	57	58	59
繰繰繰繰繰繰					70

4

現住所 神戸市灘区桜口町4-2-1

フリガナ コウベ イチロウ

氏名 神戸 一郎

令和4年1月1日の住所 同上

職業 無職

屋号 雅号

世帯主の氏名 神戸 一郎

世帯主との続柄 本人

給与の支払者等

会社等の電話番号

生年月日 明・大(昭) 48.6.7

性別 男

電話番号 自宅 078 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

携帯 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

個人番号(マイナンバー)

令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある方については、記入の必要はありません。

番号確認 済 未 済 未

事業	収入金額	必要経費
① 営業等	円	円
② 農業	円	円
③ 不動産	円	円
④ 利子	円	円
⑤ 配当	円	円
⑥ 給与	円	円
⑦ 公的年金等	円	円
⑧ その他	円	円
⑨ 短期	円	円
⑩ 長期	円	円
⑪ 一時	円	円

令和3年中の収入金額

収入がなかった方は記入の必要はありません。

※ 控除の内容は裏面に記入してください。

83	営業	91
92	農業	100
101	不動産	109
110	利子	118
119	配当	128
129	給与収入	137
138	給与所得	146
147	年金収入	155
156	その他雑	164
165	雑	173
174	譲渡一時	182
183	合計	191

処理欄につき、これより右側には記入しないでください。

2 納付方法

給与収入がある方で、給与収入以外の収入に係る市民税・県民税の納付方法について、希望するほうに☑してください。

1. 給与から引落し(特別徴収) ※ただし、65歳以上の方は、公的年金等に係る市民税・県民税を公的年金等からの引落しによって納めていただきます。

2. 自分で納める(普通徴収)

3 給与の明細

収入がなかった方は記入の必要はありません。

月別	月給	円	月別	月給	円
1月	7月				
2月	8月				
3月	9月				
4月	10月				
5月	11月				
6月	12月				
賞与(ボーナス)等		円			
合計		円			

4 収入がなかった方

上記収入なし (左に☑された方は、下記の1~4の項目にも☑してください。)

1 仕送り又は扶養されていた。
仕送り又は扶養していた人の(氏名) _____
(住所) _____ (続柄) _____

2 遺族年金、口傷病手当、口障害年金等を受給していた。

3 雇用保険を受給していた。
(受給期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

4 貯蓄 生活保護 児童扶養手当 その他()

手順3 所得から差し引かれる金額等を記入します。

従来の医療費控除 令和3年中に医療費を支払った場合の控除です。
支払った医療費の合計と保険等により補てんされた金額を記入してください。
※ 支払った医療費等の実質負担額が10万円(所得金額が200万円未満の人は「所得金額×5%」の額)を超えた場合、その超えた金額をその年の所得から差し引きできます。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

令和3年中に「スイッチOTC医薬品」(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合の控除です。「セルフメディケーション税制を選択」に☑して、対象のOTC医薬品の年間購入金額を記入してください。

※ スイッチOTC医薬品を購入した費用が12,000円を超えた場合、その超えた金額をその年の所得から差し引きできます。
※ **医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のいずれか一方しか選択できません。**

社会保険料控除

令和3年中に社会保険料を支払った場合の控除です。公的年金等の源泉徴収票をお持ちの方は、右図の社会保険料の額を「源泉徴収票記載社会保険料」の欄に記入してください。
この場合、公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に記載されている社会保険料の内訳を記入する必要はありません。

※ **公的年金等から源泉徴収されているもの以外に、納付書や口座振替で保険料を支払っている方は、各項目にあわせて記入してください。**

区分	公的年金等の源泉徴収票
令和3年中に支払った社会保険料の額	200,000

生命保険料控除 令和3年中に生命保険契約等又は、個人年金保険契約等に基づいて、支払った保険料や掛金がある場合の控除です。項目ごとに支払った金額を記入してください。

(A社の例)

生命保険料控除証明書	生命保険料控除証明書(個人年金用・一般用)
<p>適用制度が「新生命保険料控除」で、 「一般申告額」が69,000円 「介護医療申告額」が34,500円 なので、右の記入例のとおりに入ります。</p>	<p>適用制度が「旧生命保険料控除」で、 「一般申告額」が120,000円 「個人年金申告額」が30,000円 なので、右の記入例のとおりに入ります。</p>

寡婦・ひとり親に該当しない方で、下記①又は②に該当する方
①夫と離別した後、婚姻をしていない方で以下のすべての要件を満たす方
・扶養親族を有する ・令和3年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない
②夫と死別した後、婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方で以下のすべての要件を満たす方
・令和3年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

ひとり親に現に婚姻をしていない方(離別・死別・未婚の場合)又は配偶者の生死の明らかでない方で以下のすべての要件を満たす方
・令和3年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する ・令和3年中の合計所得金額が500万円以下
・事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

⑫ 雑損控除	損害金額	補てんされる金額	うち災害関連支出金額
⑬ 医療費控除	支払った医療費又は対象のOTC医薬品購入費	補てんされる金額	
⑭ 社会保険料控除	国民健康保険料 介護保険料	後期高齢者医療保険料 源泉徴収票記載社会保険料	国民年金保険料
⑮ 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の合計額		
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の合計 新個人年金保険料の合計	旧生命保険料の合計 旧個人年金保険料の合計	介護医療保険料の合計
⑰ 地震保険料控除	支払った保険料の合計	うち長期損害保険料	

⑩ あなたが該当する事項に☑してください。

特別障害者 普通障害者

身体・精神・療育 () () () (特・普)

寡婦 離婚(扶養親族有) 勤労学生 (学校名)

死別 生死不明 未成年者 (平成14年1月3日以降に生まれた未婚の人)

ひとり親(扶養の子有)

⑪ 控除対象配偶者(同一生計配偶者)

フリガナ 氏名 **神戸 梅子** (配偶者) 障害者控除 身体・精神・療育 () () () (特・普)

生年月日 明・大・昭 38 . 11 . 12 (配偶者) 給与収入額 (配偶者) 年金収入額

個人番号(マイナンバー) 38 11 12 291 302

⑫ 扶養親族(配偶者以外)

フリガナ	続柄	生年月日	障害者控除
氏名	同別 (別居の場合) 住所	令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある方については、記入の必要はありません。	
コウベ ハルコ	続 母	明・大・昭 12 . 7 . 7	身体・精神・療育 () () () (特・普)
神戸 春子	続 母	明・大・昭 328	身体・精神・療育 () () () (特・普)
	続 母	明・大・昭 340	身体・精神・療育 () () () (特・普)
	続 母	明・大・昭 352	身体・精神・療育 () () () (特・普)
	続 母	明・大・昭 364	身体・精神・療育 () () () (特・普)

⑬ 税額控除

住宅借入金等特別税額控除	居住開始年月日(平・令)	特	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金(ワンストップ特例分を含む)
配当割額控除	円		兵庫県共同募金・日本赤十字社兵庫支部に対する寄附金
株式等譲渡所得割額控除	円		兵庫県 条件指定分 神戸市

配偶者や扶養親族がいる場合、**該当者の氏名・住所・生年月日・障害の有無**を記入してください。

普通障害者
障害者手帳の交付を受けている方や福祉事務所長の認定を受けている方

特別障害者
普通障害者に該当する方で、身体(青色)1・2級 精神(白色)1級 療育(緑色)A判定にあてはまる方
※上記()内は手帳の色です。また、福祉事務所長から特別障害者の認定を受けている方

障害者控除
あなたや配偶者又は扶養親族の方が障害者である場合は、身体・精神・療育のあてはまる項目を○で囲み、()内に障害の程度を記入してください。

福祉事務所長の認定を受けている方は記入する必要はありません。

個人番号(マイナンバー)
配偶者又は扶養親族の方が令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある場合は、記入の必要はありません。

寄附金税額控除
令和3年中に2,000円以上の寄附を行った方は、あてはまる項目に寄附をした金額を記入してください。

※ **市民税・県民税の申告書を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されません。そのため、全ての寄附先の金額を記入してください。**

住宅借入金等特別税額控除
特定取得に該当する場合は「特」に○を記入してください。

税額計算シート

※別紙「令和4年度の市民税・県民税の計算方法について」をご覧ください。

※ご自身の計算用に使用するもので、提出する必要はありません。

(例)

A 所得金額		1	円	1,900,000円	
所得控除額	雑損控除	2	円	円	
	医療費控除	従来の医療費控除	3-1	円	円
		セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	3-2	円	円
	社会保険料控除	4	円	200,000円	
	小規模企業共済等掛金控除	5	円	円	
	生命保険料控除	6	円	70,000円	
	地震保険料控除	7	円	円	
	配偶者控除	8	円	330,000円	
	配偶者特別控除	9	円	円	
	扶養控除	10	円	円	
	障害者控除	11	円	円	
	本人控除	障害者控除	12	円	円
		寡婦・ひとり親控除	13-1 13-2	円	円
		勤労学生控除	14	円	円
		基礎控除	15	円	430,000円
B 所得控除額合計		16	円	1,030,000円	
C 課税総所得金額 (A - B) ※ 1,000円未満の端数切捨て		17	円	870,000円	
算出所得割額 (C × 税率)		D 市民税 (8%)	18	円	69,600円
		E 県民税 (2%)	19	円	17,400円
税額控除額	調整控除	F 市民税	20	円	4,000円
		G 県民税	21	円	1,000円
	配当控除	H 市民税	22	円	円
	住宅借入金等特別税額控除	I 県民税	23	円	円
	寄附金税額控除		24	円	円
	配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	J 市民税	25	円	円
K 県民税		26	円	円	
所得割額 ※ 100円未満の端数切捨て		L 市民税 (D - F - H - J)	27	円	65,600円
		M 県民税 (E - G - I - K)	28	円	16,400円
均等割額	N 市民税	29	3,900円	3,900円	
	O 県民税	30	2,300円	2,300円	
年税額	P 市民税 (L + N)	31	円	69,500円	
	Q 県民税 (M + O)	32	円	18,700円	
年税額合計 (P + Q)			円	88,200円	



令和4年度 市民税の申告書

神戸市長 宛
年 月 日提出

処理日	17	20	21	22	23	24	31				
受付											
整理番号											
カナ氏名											
生	年	月	日								
47							53				
資料	非	免	減	徴	収	実	額	税	通	翌	不
54	7	55	56	57	58	59					
純						繰		越		損	
60						70					

4

添付資料	受付・入力	精査
有		
無		
S有	S無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



現住所	フリガナ		
	氏名		
令和4年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 同上	職業	世帯主の氏名
		屋号・雅号	世帯主との続柄
給与の支払者等	会社等の電話番号	生年月日	性別
			男・女
			電話番号
			自宅
			携帯
個人番号 (マイナンバー)	令和4年1月1日に、神戸市に住居票のある方については、記入の必要はありません。		番号確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
			本人確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未

		収入金額	必要経費
1	① 営業等	円	円
	② 農業	円	円
	③ 不動産	円	円
	④ 利子	円	円
	⑤ 配当	円	円
		上場株式等に係る配当所得等について、所得税で総合課税を選択し、住民税で異なる課税方式を選択する場合のみ、それぞれ□してください。	
		申告不要制度を選択 <input type="checkbox"/> 口座・取引ごとに選択 <input type="checkbox"/>	
6	給与	円	給与所得・年金所得のいずれもある場合又は給与収入が850万円超の場合で条件に該当する方は□してください。 ※詳細は別紙「令和4年度の市民税・県民税の計算方法について」を確認してください。
	⑦ 公的年金等	円	所得金額調整控除を適用 <input type="checkbox"/>
	⑧ その他	円	円
譲渡	⑨ ⑩ 短期・長期	円	円
	⑪ 一時	円	円

処理欄につき、これより右側には記入しないでください。

83	営業	91
92	農業	100
101	不動産	109
110	利子	118
119	配当	128
129	給与収入	137
138	給与所得	146
147	年金収入	155
156	その他雑	164
165	雑	173
174	譲渡・一時	182
183	合計	191

※ 控除の内容は裏面に記入してください。

源泉徴収票のない方は以下の「3 給与の明細」に記入してください。

2 納付方法

給与収入がある方で、給与収入以外の収入に係る市民税・県民税の納付方法について、希望するほうに□してください。

- 1. 給与から引落とし (特別徴収) ※ ただし、65歳以上の方は、公的年金等に係る市民税・県民税を
- 2. 自分で納める (普通徴収) 公的年金等からの引落としによって納めていただきます。

月別	月給	円	月別	月給	円
1月			7月		
2月			8月		
3月			9月		
4月			10月		
5月			11月		
6月			12月		
賞与(ボーナス)等					
合計					

4 収入がなかった方

上記収入なし (左に□された方は、下記の1~4の項目にも□してください。)

- 1 仕送り又は扶養されていた。仕送り又は扶養していた人の (氏名) _____ (住所) _____ (続柄) _____
- 2 遺族年金、□傷病手当、□障害年金等を受給していた。
- 3 雇用保険を受給していた。(受給期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 貯蓄 生活保護 児童扶養手当 その他()

(作成税理士)

控

右側には記入しないでください。

5 所得から差し引かれる金額	⑫ 雑損控除	損害金額 円	補てんされる金額 円	うち災害関連支出金額 円	
	⑬ 医療費控除	支払った医療費又は対象のOTC医薬品購入費 円	補てんされる金額 円		
		セルフメディケーション税制を選択 <input type="checkbox"/>			
	⑭ 社会保険料控除	国民健康保険料 円	後期高齢者医療保険料 円	国民年金保険料 円	
		介護保険料 円	源泉徴収票記載社会保険料 円		
	⑮ 小規模企業 共済等掛金控除	支払った掛金の合計額 円			
	⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の合計 円		旧生命保険料の合計 円	
新個人年金保険料の合計 円		旧個人年金保険料の合計 円			
介護医療保険料の合計 円					
⑰ 地震保険料控除	支払った保険料の合計 円		うち長期損害保険料 円		

除	200			
	208			
	215			
小規模	222			
223	新生命保険	231		
232	旧生命保険	240		
241	新個人年金	249		
250	旧個人年金	258		
259	介護医療保険	267		
268	269	生保料合計	277	
3				
278	279	地保料合計	284	
3				
285	長期	290		
303	配偶者所得	311		
312本人	313同待人	314扶養人	315扶養人	
1	2			
特障	普通			
316	2	4	6	
寡婦	勤労学生	ひとり親		
317控配	318老控配	319特定人	320	
321同老人	322老人	323他扶人	324	
325未成年	326年少人	327		
2				
376専配	377専他			
378	専従者控除	386		
387	388	389	住口	394
56				
		395税率	396	
397	寄附金(市県)	407		
408	ふるさと寄附金	418		
419	市条例指定	429		
430	県条例指定	440		
441	配当割	448		
449	株譲割	456		

⑱ あなたが該当する事項に☑してください。

<input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 普通障害者 身体・精神・療育 (級)(級)()	<input type="checkbox"/> 寡婦 →	婚姻後 <input type="checkbox"/> 離別(扶養親族有) <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	<input type="checkbox"/> 勤労学生 (学校名)
<input type="checkbox"/> 認定 (特・普)	<input type="checkbox"/> ひとり親(扶養の子有)		<input type="checkbox"/> 未成年者 (平成14年1月3日以降に生まれた未婚の人)

⑲ 控除対象配偶者(同一生計配偶者)

フリガナ 氏名	(配偶者)障害者控除 身体・精神・療育 (級)(級)()	(別居の場合)住所 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日 明・大・昭・平・西暦	(配偶者)給与収入額 円	(配偶者)年金収入額 円
(配偶者)個人番号(マイナンバー)	令和4年1月1日に、神戸市に住 民票のある方については、記入 の必要はありません。	291
		302

⑳ 扶養親族(配偶者以外)

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	障害者控除	
	同・別	(別居の場合) 住所		
	個人番号 (マイナンバー)	令和4年1月1日に、神戸市に住民票のある方については、記入の必要はありません。		
	続柄	明・大・昭 平・令・西暦	身体・精神・療育 (級)(級)()	認定 (特・普)
	<input type="checkbox"/> 同居 (別居の場合) <input type="checkbox"/> 別居 住所			
	個人番号 (マイナンバー)	328		339
	続柄	明・大・昭 平・令・西暦	身体・精神・療育 (級)(級)()	認定 (特・普)
	<input type="checkbox"/> 同居 (別居の場合) <input type="checkbox"/> 別居 住所			
	個人番号 (マイナンバー)	340		351
	続柄	明・大・昭 平・令・西暦	身体・精神・療育 (級)(級)()	認定 (特・普)
	<input type="checkbox"/> 同居 (別居の場合) <input type="checkbox"/> 別居 住所			
	個人番号 (マイナンバー)	352		363
	続柄	明・大・昭 平・令・西暦	身体・精神・療育 (級)(級)()	認定 (特・普)
	<input type="checkbox"/> 同居 (別居の場合) <input type="checkbox"/> 別居 住所			
	個人番号 (マイナンバー)	364		375

6 税額控除	住宅借入金等 特別税額控除	居住開始年月日(平・令 . . .)	特	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金 (ワンストップ特例分を含む) 円
	配当割額控除	住宅借入金等特別控除可能額		兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金 円
	株式等譲渡 所得割額控除			兵庫県 円
				条例 指定分 神戸市 円